

前週例会（2月10日）レポート

来訪ロータリアン

高松西RC 江島 繁夫 君 1名

ニコニコBOX 創立第2262回例会 9件 計 15,000円 累計 1,084,300円

○長瀬さんにお世話になりました。 蔭久君

○吉田先生卓話ありがとうございました。

○米田さん写真有難うございました。大山君

○吉田先生に卓話をお願いしました。松村君

○IMありがとうございました。 長谷川君

○早退お詫び。 石濱君、藤井君、大山君

○拙い卓話でお耳を汚しました。 吉田君

会長報告

○先週の日曜日にIMがありました。女性の職場における地位向上に関するお話をRNCのアナウンサーの鴨居真理子さんにしていただきました。その後参加者全員が円卓でグループに分かれディスカッションとコミュニケーションを図りました。難しい題材ですので一致する回答までには至りませんでしたが、各企業前向きに女性の地位を向上させようということで閉会いたしました。4月には地区大会がありますので皆様そちらのご参加もよろしくお願いいたします。

幹事報告

○例会臨時変更のお知らせ

月 日	曜	クラブ名	例会場	→	月 日	曜	場 所	時間
2 / 24	火	高松中央RC	高松国際ホテル	→	2 / 21	土	リーガホテルゼスト高松	14 : 00

国際奉仕委員会

○短期交換小委員会委嘱状授与 尾崎 勝君
2年前に坂井ガバナー補佐からお話をいただき、お引き受けして本年度で任期を終えます。後任について分区の主任にお伺いしたところ、「それは君が一本釣りでさがしてきてください。」とのことでしたので、よい人がおりましたら是非ご推薦ください。
よろしくお願いいたします。

卓話

○「ゴルフ場における盗難事故とクラブの責任」

奉仕プロジェクト委員会 委員長 吉田正己君
本日はゴルフ同好会の総会がございましたので、ゴルフにまつわる役に立つ話をさせていただきたいと思います。

私がゴルフを始めたのは昭和39年のことでしたが、当時の先輩に初めてゴルフに連れて行っていただきました。紳士のスポーツということで、その時にマナーやルールについて厳しく教えていただきました。ゴルフクラブの受付で貴重品を預けようとしたときに、「ゴルフクラブには紳士しかいないのだから預ける必要などなし。ロッカーに入れておきなさい。」と言われましたのを覚えております。

時代は変わって現在ではゴルフ人口も増え、ゴルフクラブでの盗難の被害も増加しております。そういった場合に責任の所在はどこにあるのかということになります。

ゴルフクラブは「場屋営業者」と言いまして、商法でその責任の規定が厳しく決められております。

ゴルフクラブで盗難が起きた場合、大きく3つの形態に分けられます。

1. 客がクラブ側に寄託した物品が普通品の場合
この場合はクラブ側が不可抗力であることを証明できない限りクラブ側に責任があります。
2. 客がクラブ側に寄託した物品が高価品の場合
原則として客がその種類、価額を申告して寄託した場合にはクラブ側に責任があり、それ以外の場合には責任はありません。
3. 客が特にクラブ内に寄託せず、クラブ内に携帯した物品の盗難事故の場合
クラブの経営主体及びその使用人(従業員)の過失によるものと認められればクラブ側に責任があります。

しかしながら実務上は、更衣室のロッカーや、貴重品ロッカー、浴室内での盗難事故など色々な条件があり、責任の所在は様々です。

具体的な事案について2件あげさせていただきます。(2件の事案説明)

ご清聴ありがとうございました。

